

医療介護推進基金（医療分）に係る令和4年度予算要望に関する「地域事業」の留意事項

1 提案にあたっての「全県事業」と「地域事業」

(1) 全県事業とは、

- 県下全域の課題として、全ての2次医療圏域を対象として実施しようとする事業
- また、当該年度は、一部の圏域で実施するものであっても、その目標として、全県下で計画的に進めていこうとする事業

(2) 地域事業とは、

- 地域（圏域）固有の課題解決のために、地域から提案・実施する事業
- 過年度に採択された事業（以下、「継続事業」という。）であっても、地域事業と位置づける事業は、地域事業として提案されたい。
※事業提案にあたっては、地域医療構想調整会議等による協議等、地域の関係者の意見を反映させるよう国から求められているため
- 全県事業であって、当該地域の特有の課題解決を図るための要件変更等の提案は、地域事業として提案しても構わない。

なお、地域事業として提案があり、その事業内容が、他の圏域や全県下で取り組んでいくべきものであれば、関係団体等との調整の上、全県事業として要望することもある。

2 市町単位で実施する事業との整理

事業範囲が、特定の市町に限定されるものについては、市町の負担を求める場合がある。また、在宅医療・介護連携推進事業等の本来市町主体で実施すべき事業については、提案事業から除くこと。ただし、事業効果が市町域を超えて周辺の圏域に及ぶもの、更には、当該事業がモデルとして、他の圏域を先導すると判断される事業については、この限りでない。

3 その他、以下に掲げた事業については、提案事業から除くこと。

(1) 事業効果が限定される事業

1 医療機関からの提案で、その効果が当該医療機関等に限定されるような事業

(2) 他の補助事業との重複

他の補助事業や既の実施している基金事業において、対応可能な事業（継続事業については除く）

(3) 従来実施事業からの財源振替

自主財源等で既の実施している事業

4 その他留意事項

(1) 提案事業の採択について

圏域の調整会議で了承されたとしても、必ずしも予算措置がなされるわけではないため留意すること。また、提案事業に対する回答については、予算計上及び県議会での議決を要するため、3月下旬以降に随時実施する。

(2) 補助対象外経費について

以下の経費については、基金充当が望ましくないため、提案事業から除外すること。
※飲食費、過去に補助した医療用機材の更新にかかる経費、システム等の維持にかかる経費など